



福岡医発第 2608 号（地）
令和 2 年 1 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う
実施上の留意事項について」等の一部改正」の一部訂正について

今般、令和元年 11 月 29 日付け保医発 1129 第 1 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の通知内容の一部訂正について、日本医師会を通じて厚生労働省保険局医療課より事務連絡がありましたのでお知らせ致します。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保225)
令和 2 年 1 月 9 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正」
の一部訂正について

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせ致します。

今回の訂正は、令和元年 11 月 29 日付け保医発 1129 第 1 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の内容の訂正になります。

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

(添付資料)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正」
の一部訂正について (令和元年. 12. 27 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和元年12月27日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	御中
---	----

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正
の一部訂正について

令和元年11月29日付け保医発1129第1号における「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

- 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平成30年5月31日付保医発0531第1号）

(別添)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

- 4 別添1の第2章第10部第1節第8款K617-4を次に改める。
- (1) 所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り算定し、一側につき1回に限り算定する。なお、当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。
 - (2) 血液逆流を伴う~~大伏在静脈~~伏在静脈本幹に接着材を注入し血管を閉塞した場合は、所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り、本区分の所定点数を準用して算定する。なお、当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。